

民事訴訟法等の見直しについて（骨子）

- 法制審議会における主な検討項目 -

法務省民事局

第 1 民事訴訟法関係

1 計画審理

(1) 訴訟手続の計画的進行

訴訟手続が計画的に進行されるよう努めるべき裁判所及び当事者の責務があることを明らかにするものとする。

(2) 審理の計画

裁判所は、複雑な事件等について、当事者双方との協議の結果に基づいて審理の計画を定めなければならないものとする。

(3) 審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の却下

審理の計画が定められている場合において、審理の計画に従った訴訟の進行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、一定の要件の下に、主張や証拠の申出を却下することができるものとする。

2 証拠収集等の手段の拡充

(1) 訴えの提起前における当事者照会

訴えの提起をしようとする者は、当該訴えの相手方となるべき者に対し、当該訴えの提起を予告する旨の通知（提訴予告通知）をしたときは、一定の事項について、書面で照会をすることができるものとする。提訴予告通知を受けた者が提訴予告通知に対して書面で回答をした場合も、同様とするものとする。

(2) 訴えの提起前における証拠収集のための処分

裁判所は、訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかであると認められるもので、かつ、これを自ら収集することが困難であると認められる文書等について、(1)の通知者又は回答をした者の申立てにより、文書の送付の囑託等の処分をすることができるものとする。ただし、囑託を受けるべき者の負担等を考慮して、相当でないとき認めるときは、この限りでないものとする。

(3) 証拠収集等を行うことができる期間

証拠収集等を行うことができる期間を提訴予告通知をした時から一定の期間に限るものとする。

3 専門委員制度の創設

(1) 専門委員の関与

資料 4

裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため専門的な知見を要すると認めるときは、当事者双方が立ち会うことができる期日において、専門委員から、専門的な知見に基づく意見を聴くことができるものとする。

(2) 専門委員の関与の取消し等

ア 裁判所は、当事者双方の申立てがあるときは、専門委員を関与させる旨の裁判を取り消さなければならないものとする。

イ 裁判所は、当事者の意見を聴いて、事件に関与させるべき専門委員を指定するものとする。

ウ 専門委員について、除斥及び忌避の制度を設けるものとする。

4 鑑定制度の改善

鑑定書の提出等の後に行われる鑑定人質問においては、鑑定人にまず意見を述べさせた後に、裁判所及び当事者が質問をするものとする。

5 特許等関係訴訟事件の専属管轄化

(1) 特許等関係訴訟事件の第1審の管轄裁判所

特許、実用新案権等に関する訴訟事件の第1審裁判所は、東日本の事件は東京地方裁判所の管轄に専属するものとし、西日本の事件は大阪地方裁判所の管轄に専属するものとする。

(2) 特許等関係訴訟事件の移送

裁判所は、特許等関係訴訟事件については、審理に要する技術的な専門性の有無その他の事情を考慮して、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、東京又は大阪の地方裁判所以外の地方裁判所にも移送することができるものとする。

6 簡易裁判所の機能の充実

簡易裁判所における少額訴訟の上限額(現行は30万円)を引き上げるものとする。

第2 人事訴訟手続法関係

1 人事訴訟の家庭裁判所への移管

人事訴訟(婚姻関係訴訟、実親子関係訴訟及び養子縁組関係訴訟その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えに係る訴訟)の第1審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するものとするとともに、人事訴訟に関連する損害賠償請求事件を家庭裁判所において人事訴訟と併合して審理することができるものとする。

2 家庭裁判所調査官制度の活用

裁判所は、婚姻の取消し又は離婚の訴えにおける親権者の指定又は子の監護者の指定その他子の監護に関する処分若しくは財産の分与に関する処分に関し、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。

3 参与員制度の拡充

家庭裁判所は必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ちかわせて、事件につき、その意見を聴くことができるものとする。

4 人事訴訟手続の見直し

(1) 家事調停を経た人事訴訟の自庁処理

人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合であっても、調停の経過等の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、調停事件が係属していた家庭裁判所が当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができるものとする。

(2) 離婚及び離縁の訴えにおける和解並びに請求の放棄及び認諾

離婚及び離縁の訴えにおいては、和解により離婚及び離縁をすること並びに請求の放棄及び認諾をすることができるものとする。ただし、離婚の訴えにおける請求の認諾については、親権者の指定を要せず、かつ、財産の分与等の申立てがされていない場合に限るものとする。

(3) 人事訴訟手続法の現代語化

人事訴訟手続法を現代語化するものとする。

第3 民事執行法関係

1 債務者の履行促進のための方策

より実効性のある強制執行の方法を債権者が選択できるようにするため、間接強制の適用範囲を拡張し、代替的作為債務（民事執行法171条）などの強制執行において、現行法が定める方法のほか間接強制の方法によることもできるものとする。

2 債務者の財産を把握するための方策

金銭債権についての勝訴判決等を得た債権者において、強制執行の対象となる債務者財産を把握できるようにするため、裁判所が、債権者の申立てにより、債務者に対し、自己の財産状況を明らかにするよう命ずる制度を創設するものとする。

3 占有屋等による不動産執行妨害への対策

いわゆる占有屋等による不動産執行妨害の排除の方策を拡充する観点から，民事執行法上の保全処分の発令要件を緩和するとともに，占有者の特定が困難である場合にも民事執行法上の保全処分を発令できるようにする等の措置を講ずるものとする。

4 少額定期給付債務の履行確保

子の養育費等についての権利実現を容易にするため，子の養育費等の債務の履行がされていないときは，弁済期がまだ到来していない将来分も含め，一括して，債務者の将来の収入に対して差押えをすることができるものとする。